

平成26年

第1回市議会定例会 議案第60号

函館市電車乗車料金条例の一部改正について

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例

函館市電車乗車料金条例（昭和44年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「，国土交通大臣の認可を受けて」を削り，同項第1号ア中「200円」を「210円」に改め，同号イ中「220円」を「230円」に改め，同号エ中「10キロメートルまでの」を「7キロメートルを超える」に改め，同項第2号ア中「100円」を「110円」に改め，同号イ中「110円」を「120円」に改め，同号エ中「10キロメートルまでの」を「7キロメートルを超える」に改め，同条第3項を次のように改める。

3 特別乗車料金は，別表に定める金額の範囲内で，管理者が別に定める。

第3条第4項中「，国土交通大臣の認可を受けて」を削る。

第3条第5項各号列記以外の部分中「，国土交通大臣の認可を受けて」を削り，同項各号を次のように改める。

(1) 貸切りに係る車両に乗車する者の過半数が大人である場合

19,000円

(2) 貸切りに係る車両に乗車する者の半数以上が小児である場合

10,000円

第3条第6項を削る。

第10条各号列記以外の部分中「，国土交通大臣の認可を受けて」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

種別		区分	金額	
普通回数乗車料金	大人	200円を券面に表示した乗車券を使用して当該乗車券に10円を加算して行うことができる大人の2キロメートルまでの乗車に相当する乗車11回につき	2,000円	
	小児	100円を券面に表示した乗車券を使用して当該乗車券に10円を加算して行うことができる小児の2キロメートルまでの乗車に相当する乗車11回につき	1,000円	
通勤定期乗車料金		2キロメートルまでの乗車1月につき	8,810円	
		4キロメートルまでの乗車1月につき	9,680円	
		7キロメートルまでの乗車1月につき	10,130円	
		7キロメートルを超える乗車1月につき	10,570円	
		2キロメートルまでの乗車3月につき	25,100円	
		4キロメートルまでの乗車3月につき	27,610円	
		7キロメートルまでの乗車3月につき	28,880円	
		7キロメートルを超える乗車3月につき	30,120円	
通学定期乗車料金		大人	2キロメートルまでの乗車1月につき	7,340円
		4キロメートルまでの乗車1月につき	8,070円	
		7キロメートルまでの乗車1月につき	8,440円	
		7キロメートルを超える乗車1月につき	8,810円	
		2キロメートルまでの乗車3月につき	20,920円	
		4キロメートルまでの乗車3月につき	23,010円	
		7キロメートルまでの乗車3月につき	24,060円	
		7キロメートルを超える乗車3月につき	25,100円	
		小児	2キロメートルまでの乗車1月につき	3,670円
		4キロメートルまでの乗車1月につき	4,040円	
		7キロメートルまでの乗車1月につき	4,220円	

		7キロメートルを超える乗車1月につき	4,400円
		2キロメートルまでの乗車3月につき	10,460円
		4キロメートルまでの乗車3月につき	11,510円
		7キロメートルまでの乗車3月につき	12,030円
		7キロメートルを超える乗車3月につき	12,550円
通勤通 学定期 乗車料 金	全区間 往復の 場合	2キロメートルまでの乗車1月につき	8,070円
		4キロメートルまでの乗車1月につき	8,880円
		7キロメートルまでの乗車1月につき	9,290円
		7キロメートルを超える乗車1月につき	9,690円
		2キロメートルまでの乗車3月につき	23,010円
		4キロメートルまでの乗車3月につき	25,300円
		7キロメートルまでの乗車3月につき	26,460円
		7キロメートルを超える乗車3月につき	27,630円
	全区間 往復の 場合以 外の場 合	最長乗車（通勤に係る乗車，通勤先と通 学先との間の移動に係る乗車または通学 に係る乗車のうちその乗車に係る距離が 最も長いいずれかの乗車をいう。以下こ の表において同じ。）が2キロメートル までの乗車であり経由乗車（通勤に係る 乗車，通勤先と通学先との間の移動に係 る乗車および通学に係る乗車から最長乗 車を除いた乗車をいう。以下この表にお いて同じ。）が2キロメートルまでの乗 車1月につき	8,070円
		最長乗車が2キロメートルまでの乗車で あり経由乗車が4キロメートルまでの乗 車1月につき	8,480円
		最長乗車が2キロメートルまでの乗車で あり経由乗車が7キロメートルまでの乗 車1月につき	8,690円
		最長乗車が2キロメートルまでの乗車で あり経由乗車が10キロメートルまでの	8,880円

乗車1月につき	
最長乗車が2キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車1月につき	9,080円
最長乗車が4キロメートルまでの乗車であり経由乗車が4キロメートルまでの乗車1月につき	8,880円
最長乗車が4キロメートルまでの乗車であり経由乗車が7キロメートルまでの乗車1月につき	9,080円
最長乗車が4キロメートルまでの乗車であり経由乗車が10キロメートルまでの乗車1月につき	9,290円
最長乗車が4キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車1月につき	9,490円
最長乗車が7キロメートルまでの乗車であり経由乗車が7キロメートルまでの乗車1月につき	9,290円
最長乗車が7キロメートルまでの乗車であり経由乗車が10キロメートルまでの乗車1月につき	9,490円
最長乗車が7キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車1月につき	9,690円
最長乗車が10キロメートルまでの乗車であり経由乗車が10キロメートルまでの乗車1月につき	9,690円
最長乗車が10キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車1月につき	9,890円
最長乗車が13キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車1月につき	10,090円

最長乗車が2キロメートルまでの乗車であり経由乗車が2キロメートルまでの乗車3月につき	23,010円
最長乗車が2キロメートルまでの乗車であり経由乗車が4キロメートルまでの乗車3月につき	24,170円
最長乗車が2キロメートルまでの乗車であり経由乗車が7キロメートルまでの乗車3月につき	24,750円
最長乗車が2キロメートルまでの乗車であり経由乗車が10キロメートルまでの乗車3月につき	25,300円
最長乗車が2キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車3月につき	25,880円
最長乗車が4キロメートルまでの乗車であり経由乗車が4キロメートルまでの乗車3月につき	25,300円
最長乗車が4キロメートルまでの乗車であり経由乗車が7キロメートルまでの乗車3月につき	25,880円
最長乗車が4キロメートルまでの乗車であり経由乗車が10キロメートルまでの乗車3月につき	26,460円
最長乗車が4キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車3月につき	27,050円
最長乗車が7キロメートルまでの乗車であり経由乗車が7キロメートルまでの乗車3月につき	26,460円
最長乗車が7キロメートルまでの乗車であり経由乗車が10キロメートルまでの乗車3月につき	27,050円

		最長乗車が7キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車3月につき	27,630円
		最長乗車が10キロメートルまでの乗車であり経由乗車が10キロメートルまでの乗車3月につき	27,630円
		最長乗車が10キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車3月につき	28,190円
		最長乗車が13キロメートルまでの乗車であり経由乗車が13キロメートルまでの乗車3月につき	28,770円
1日乗車料金	大人	乗車1日につき	1,000円
	小児	乗車1日につき	500円
2日乗車料金	大人	乗車連続2日につき	1,700円
	小児	乗車連続2日につき	850円

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### (提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い普通乗車料金の額について消費税等相当分を改定し、および貸切乗車料金の額を改定し、ならびに規定を整備するため